

【 I 意見要望活動 】

A. 「平成25年度宝塚市政に対する要望」

欧州危機への有効な解決策が見出せず、中国経済や米国経済の減速及び近隣諸国との外交問題が大きく経済情勢に悪影響を落としているなか、国内では、長引く不況や円高基調に加え電力問題が経済活動に重く押し掛かっている。この様な状況のもと、宝塚市におかれては引き続き産業政策に積極的に取り組まれ、中小企業へのセーフティーネット機能の充実や新産業の育成、既存事業者の活力増進など施策の充実をお願いしたい。

つきましては、平成25年度予算編成にあたり、個性と魅力にあふれ、にぎわいと活力に満ちたまちづくりにつながる施策を充実し、以下の5項目について積極的に取り組まれるよう要望する。

1. 宝塚市産業振興基本条例に基づく地域特性を生かした産業振興における市の役割の具体化と施策について
2. 観光集客について
3. 将来の産業構造と既存事業者への支援について
4. 市内建設・造園業等の振興について
5. 住宅都市機能の維持強化の具体策について

【 宝塚市より ~はじめに】

昨今のわが国の経済情勢はデフレ、円高からの脱却を目指し各種経済政策の取り組みが進められ、期待感が高まりつつあります。しかしながら、依然として本市における企業活動や雇用を含めた経済動向においては深刻な状況であり、企業活動支援事業制度の活用に向けた制度の充実やPR等を積極的に行っていかなければなりません。

その中で、市行政にとりましても産業振興は現下の最重要課題の一つと認識しており、貴会議所と共に協力して取り組んでまいりたいと考えておりますので、貴会議所におかれましても、より一層の努力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 宝塚市産業振興基本条例に基づく地域特性を生かした産業振興における 市の役割の具体化と施策について

産業施策を推進する各部局におかれては、各産業施策が地域経済の実態やニーズに合致しているかを十分に把握した上で商工会議所との密接な連携及び情報共有を図られることを期待する。

市内商工業の振興については、宝塚の企業数が極端に少ない現状で地域活性化をどのように達成するのかを事業者・経済団体とともに検討し、地域の担い手である中小企業者育成に資する政策の創案に努められたい。

また、中小企業金融円滑化法が平成25年3月末に期限を迎え、中小企業の経営を圧迫することが懸念されることから、資金繰り対策などの緊急度の高い事項については、商工会議所が担う小規模事業対策と連携して、予算措置を含め実効ある施策に積極的に取り組まれることを強く望む。

なお、商工会議所への「補助金」の考え方であるが、従来の経営改善普及事業の推進に関するもののみならず、地域振興に関する一般事業に対しても積極的な支援を講じられたい。

【 回答 】

市は平成23年4月からスタートさせている第5次宝塚市総合計画の中で「個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり」を推進するため、起業家、やる気のある事業者に対する支援、宝塚ブランドを生かしたビジネスの育成、地域資源の効果的な活用、地場商工業の活性化を施策展開の方針に掲げ、宝塚ブランド「モノ・コト・バ宝塚」発信事業やおいしいまち宝塚事業など、様々な事業に取り組んでいるところであります。

また、平成19年3月には、本市と貴会議所が共同設置した「宝塚市産業活性化推進会議」より、「市の役割」、「商工会議所の役割」を明確にした様々な振興施策のご提言をいただいております。

市では、この提言を受けて各施策を推進していますが、本市において事業活動の拡張を行う事業所を支援する企業活動支援制度や、中小企業の振興策として市内で起業した起業家のうち、日本政策金融公庫、県、市の起業資金融資を利用した起業家に対し、当該融資にかかる利子を支援する制度、また、地域商業の活性化を支援するため、例えば、「まちなかマル」に対する支援など商業活性化支援補助制度の充実を図るなど各種施策を展開しております。

さらには、中小企業金融円滑化法の終了に伴う資金繰り対策としましては、融資あっせん事業としまして、中小企業振興資金、小規模企業資金、夏期・年末の運転資金などの融資あっせんを行うとともに、小規模事業者の負担を軽減するために事業者が信用保証協会に支払った保証料を補助しております。

また、貴会議所への補助金に関しましては、従来の経営改善普及事業の推進のみならず、地域振興に関する事業を行っていただく場合においては、相応の補助金や、業務委託を通じて支援を行ってまいりますので、今後とも積極的な事業展開をお願いいたします。

宝塚のまちの活性化を進め、市民や事業者がいきいきと活動できるようにするため、お互いにより一層の連携を図ってまいりましょう。

2. 観光集客について

観光産業は、多くの業種の複合型産業である。産業界としても観光振興施策は多岐に亘ると認識しており、宝塚市が設置した「観光集客戦略研究会」の場においても、「モノ・コト・バ」等宝塚の地域特性を反映した集客戦略が纏められる等成果を大いに期待するところである。

また、新名神高速道路の開通を見据え、「宝塚サービスエリア」から「スマートインターチェンジ」を通しての来宝者に回遊を促すルートを設定するなど、心の癒しや精神的な豊かさ、さらには生きがいを求める人々等の利用者ニーズに即した振興策を策定し、受け入れ事業者には受け入れ態勢を整える投資等への支援策を講じるなどの対応策が必要である。また、サービスエリアは、西谷地区だけでなく市全体の特選ブランド品の情報を発信PRし、販売促進の絶好の場としてとらえなければならないと考える。

今後、宝塚市・宝塚商工会議所・宝塚国際観光協会等とが協働して、その振興策を共有し、自然豊かな西谷地域に関西圏を中心に広域からの観光客の誘引を目指す。

「宝塚サービスエリア」「スマートインターチェンジ」が生む新たな価値を提供し広域集客を実現する事業推進を要望する。

【 回答 】

本市を訪れる観光客の動向については、大変厳しい状況ではありますが、一方で、平成26年には、宝塚歌劇が100周年を迎え、これに伴い全国各地から歌劇ファンが訪れるなど、観光客が増える要因も考えられます。そのため、市としましては、この記念すべき年に向けて集客を図り、国際観光都市として発展を図るため、今年度「観光集客戦略」の策定を行っているところです。

この「観光集客戦略」につきましては、従来の観光行政の計画づくりにとらわれず、実効性のあるものを目指すため、市民公募委員をはじめ、観光に関わる阪急電鉄株式会社歌劇事業部や貴会議所など各方面の業種の方々にご参加いただき、ご意見をいただいています。また、集客に向けての具体的な検討については、宿泊施設や鉄道、旅行代理店などの関係者にもご参加いただき、より効果的な事業の企画を進めています。

さらに、今年度は、宝塚ブランド事業として、「モノ・コト・バ宝塚」を実施しておりますが、これにより選定した特産品や観光スポットにつきましては、今後、観光行政における重要な要素として、観光振興や宣伝活動に活用してまいります。

本市におきましては、宝塚歌劇をはじめとする様々な観光資源がありますが、平成28年度には、「宝塚サービスエリア」や「スマートインターチェンジ」の設置も予定されており、これは、特産品PRの場の確保や市内への回遊性を向上させる良いチャンスであることから、関係団体の方々と連携しながら準備をスタートさせています。

市としましては、より実践的な観光集客戦略のもと、各種施策を効果的に展開し、宝塚を活気や賑わいであふれる「見て、食べて、楽しい」まちとして、また、名実ともに国際観光都市として発展させていきたいと考えておりますので、貴会議所におかれましても、積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

3. 将来の産業構造と既存事業者への支援について

産業振興の観点からダイナミックな構想、計画を策定し、23万都市の産業核等の形成に向け長期的な視野に立った都市像を示すことが重要と考える。

人口規模に比して事業所の数が極端に少ない宝塚市においては、社会インフラの維持等においても税収や雇用、また市内消費活動においても「職・遊・住・学」のバランスのとれた構造が不可欠であり、将来の都市経営の観点に立ち十分な議論を踏まえ継続可能な産業構造を構築する必要がある。

住工混在の解消、既存事業所の建て替えや増設への支援、固定資産税・都市計画税の課税客体についての産業振興につながる見直しや減免措置、水道料金の将来的な負担のあり方等これらを総合的に宝塚市と宝塚商工会議所が協議し、課題解決に向け具体的に支援する方策を協働して創案し推進するよう要望する。

【 回答 】

現在、平成19年3月の宝塚市産業活性化推進会議の検討結果報告書に基づき、商工業施策を展開していますが、急速な社会・経済情勢の変化が宝塚市の経済に影を落としており、新たな「道しるべ」の必要性を痛感しております。オール宝塚での経済力を高めていくためには、商工業を中心に、観光、農業、文化などとの連携を含めた総合的な産業振興計画を策定し、それに基づき実効ある施策を推進したいと考えております。まずは、共に宝塚の明るい将来を描くため、貴会議所との勉強会からスタートしてまいりたいと考えております。

次に、住工混在の解消、既存事業所の建て替えや増設への支援、固定資産税・都市計画税の課税につきましても、本市において事業活動の拡張を行う事業所を支援する企業活動支援制度としまして、事業所の新設、増設、移設にかかる土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の一部を補助する企業立地促進奨励金や、その拡張に伴い市民を雇用した場合の雇用奨励金、貸工場を活用した場合の賃料補助を用意しております。今後もより利用しやすい制度とするため、貴会議所と協議してまいりたいと考えております。

次に、産業振興につながる水道料金の将来的な負担のあり方についてですが、現在、本市の水道料金体系は、生活用水をできるだけ低廉な価格で使用していただき普及を促すとともに、安定した水源の確保が困難なことから、節水運動の一環として使用水量が多くなるほど単価が高くなる需要抑制型の段階別逓増料金を採用しています。一方、普及率は、既にほぼ100%に達していることや、近年、大口需要者の水需要が減少傾向にあり、逓増型料金体系を採用した当時とは大きく環境が変化してきています。このため、受益者負担の観点から、逓増度を緩和する等料金体系の見直しは大きな課題と認識しています。

つきましては、今後、貴会議所のご要望や全国的な動向も踏まえ、課題解決等に向け研究してまいります。

4. 市内建設・造園業等の振興について

地域内の建設需要は市内事業所の手による施工が理想的であり、市内事業所の競争力を高める手段としても有効である。

市内建設・造園業は比較的小規模な事業所が多く、建設不況の影響を著しく受ける状況にある。公共工事の減少により従来の公共工事依存型体質は徐々に解消されてきているが、急激な建設需要の減退が不況感と重なって、市内建設・造園業の疲弊を促進し体質改善を遅らせている。

防災・減災に資する社会基盤の整備等に係る公共事業予算を引き続き十分に確保するとともに、これら公共事業の発注に際しては、地元中小企業の受注機会の確保・拡大に努め、最低制限価格制度を国・県に準じた運用としていただきたい。

【 回答 】

市内建設・造園業等の振興については、本市では従前より市内業者で競争性が確保できる案件については、市内業者に限定して入札を実施しています。

また、市内業者については、希望工種が第1希望だけでは競争性が確保できない場合には、第3希望まで拡大して競争性を確保することにより、市内業者に限定した入札を実施できるよう工夫しています。

更に、市内業者が入札に参加しやすいように、施工実績の金額を市外業者の半額にするなどの優遇策も実施しています。

しかし、近年の公共事業の発注件数の減少など、市内業者の置かれている経営環境は一段と厳しくなっていることから、発注に際して、例えば工事などで分離・分割発注が可能なものについては、できる限り分離・分割発注を行うなど、市内業者の受注機会が拡大するように周知徹底を図っています。

今後も、市内業者育成の観点を踏まえて、市内業者の受注機会の確保と拡大に努めながら、入札契約事務を適正に執行していきたいと考えています。最低制限価格制度については、これまでにも改善してきたところではありますが、今後とも公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに、競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行が確保できるよう、国、県や先進都市の制度などを参考にしながら、より適正な制度を研究していきたいと考えています。

5. 住宅都市機能の維持強化の具体策について

住生活基本法（法律第61号）の目的とする国民の豊かな住生活を実現するためには、国・地方公共団体、民間事業者、居住者等の様々な主体が相互に連携・協力することが必要である。

また、国民一人ひとりが住宅の品質・性能やその維持管理、リフォーム等に関する必要な知識を有し、市場において適切な選択を行うとともに、地域における良好な住環境の形成に関して積極的な役割を果たしていくことが求められる。

そこで「(仮称)宝塚住生活月間」を定め、官民あげて都市機能の維持強化を具体的に示し、協働して「まちづくり」に取り組む契機とするため、市民と産業界が交流する場の創設をされたい。

具体的には、現在宝塚市において住宅政策として展開されている各種の講習会や研修会などを、「(仮称)宝塚住生活月間」として集中的に行うことで、「総合的な住生活」に必要な知識の普及啓発を効率よく推進することができると思う。

また、産業界の「住生活」に関連する業界が一堂に会する場を設け、市民等に日頃馴染みの薄い業界（税理士・司法書士・行政書士・弁護士等）との相談窓口をはじめ、建築等簡単なリフォーム相談など無料で実施し、潜在する住宅関連の悩みの解消に資するとともにビジネスチャンスを生み出す事業を創設されたい。

なお、このしくみは、太陽光発電等の自然エネルギーの普及についても機能するものと期待する。

【 回答 】

宝塚市における平成24年度の住宅政策につきましては、市内分譲マンションの管理組合に対して、マンション管理運営の推進を支援するために貴会議所、宝塚マンション管理組合協議会及び本市との三者で「三者協議会」を設置し、定期的に意見交換を行い、意見を集約しながら市民向けのイベントを定期的に開催しております。

具体的には、マンション管理に関する基礎的な講義や国の動向も含めた最新情報を提供するために、マンション管理セミナーを春と秋の年2回開催すると共に、マンション管理における重点項目について、管理セミナーよりも更にテーマを絞り込んで集中的に学んでいただく場として学習会を年4回開催しており、同年度の新規事業としてマンション管理に伴う諸問題の解決に向けアドバイザー派遣制度もスタートしました。

また、戸建住宅の方に対しても住まいの防犯、防災、リフォームに関する情報提供を目的とした住まいの安全・安心セミナーを開催するなかで、参加者が必要とする情報を反映するための方策として基調講演の後、会場内に専用ブースを設け耐震診断補強相談、リフォーム相談、フェニックス共済制度等の個別相談会を行った実績もあります。

従いまして、ご提案のありました専門業界（税理士、司法書士、行政書士、弁護士等）の相談、PRについては、市民との交流の場を作るという趣旨に沿った魅力あるプログラムについて、一緒に協議してまいりましょう。

実施時期につきましては、国の住宅月間の10月頃と考えておりますが、具体的な内容につきましては平成25年度第1回（4月予定）の三者協議会におきまして、会場も含め協議させていただきたいと思っております。

また、太陽光発電等の自然エネルギーの普及につきましても、平成24年度に新たに設置した新エネルギー推進課と担当部局間で連携、協議しながら進めてまいりたいと考えております。